

1 福井市環境基本条例

従来からの産業型公害に加え、近年、地球温暖化をはじめとした地球環境問題、都市・生活型公害、廃棄物等の幅広い環境問題へ対応し、環境保全施策の総合的かつ計画的な推進をするなど新たな環境行政の枠組み構築を法的に担保するため、平成11年3月に「福井市環境基本条例」を制定しました。この条例では、環境保全に関する基本理念、行政・市民・事業者それぞれの責務、環境保全施策の基本方針、環境基本計画の制度化などを定めており、本市環境行政の基本的拠り所となるものです。環境基本計画策定に当たっての市民・事業者からの意見の反映、環境保全施策の推進に向けた行政・市民・事業者等の連携体制の整備など、市民参加の仕組みを規定していることも特徴となっています。

基本理念（福井市環境基本条例第3条より）

- 1 健全で恵み豊かな環境の保全と将来にわたる維持
- 2 環境への負荷の少ない持続的な発展が可能な社会の構築
- 3 多様な自然環境の保全に配慮した人と自然との共生社会の実現
- 4 事業活動及び日常生活等における地球環境保全活動の推進

2 福井市環境基本計画

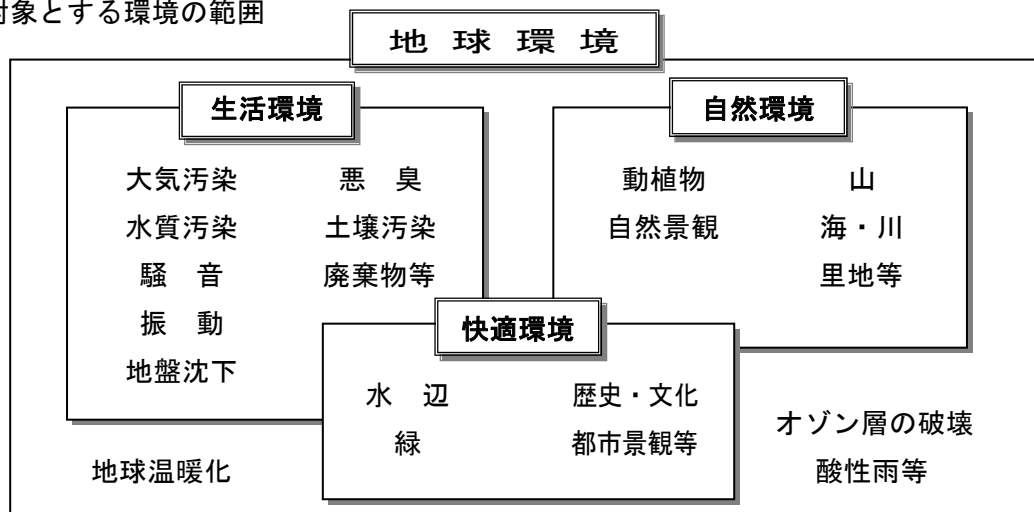
福井市環境基本計画は、福井市環境基本条例の基本理念の実現に向けて、環境の保全に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、福井市総合計画の基本構想及び基本計画を踏まえて、平成13年3月に策定しました。

また、当初計画策定後における取り組みの進行状況や、計画策定後5年が経過した間の社会動向の変化への対応、市町村合併による市域の拡大などを踏まえ、数値目標や地域別環境配慮指針などの見直しを行うため、平成19年3月に改定しました。

(1) 望ましい環境像

20年後を展望した福井市の望ましい環境都市像を「みんなで育てる水と緑の環境都市・ふくい」と設定し、その実現に向けてさまざまな取組を進めていきます。

(2) 対象とする環境の範囲



(3) 環境施策の体系

福井市が環境の保全・創造に向けて取り組むべき環境保全施策を体系的に示します。

1. 生活環境の保全と創造に向けて

長期目標：日々の暮らしを見つめ直し、健康で安全な環境を育む

施策の基本方針1：良好な生活環境の確保

- (基本施策)
1. すすがしい大気の確保
 2. きれいな川・海・池などの確保
 3. まちの静けさの確保
 4. 豊かできれいな地下水の確保
 5. 地盤沈下の防止
 6. 有害化学物質による汚染の防止
 7. 公害防止に関する総合的な取組

施策の基本方針2：循環型まちづくりの推進

- (基本施策)
1. 資源の有効利用
 2. エネルギーの有効利用
 3. 新エネルギーなどの活用

施策の基本方針3：ごみの減量と適正処理

- (基本施策)
1. ごみの減量
 2. ごみの資源化
 3. ごみの適正処理
 4. 不法投棄の防止

2. 自然環境の保全と回復に向けて

長期目標：自然の営みを見つめ、恵み豊かな環境を守る

施策の基本方針1：豊かな自然環境の保全と回復

- (基本施策)
1. 山林の保全と回復
 2. 水辺の保全と回復
 3. 里地の保全と回復
 4. 自然景観の保全
- (※水辺は海、川、池、湧水地を含む)

施策の基本方針2：生物の多様性の確保

- (基本施策)
1. 地域生態系の保全
 2. 希少な動植物の保護
 3. 希少な地形・地質の保全

施策の基本方針3：動植物とのふれあいの推進

- (基本施策)
1. 身近な動植物とのふれあいの推進

3. 快適環境の保全と創造に向けて

長期目標：水と緑に親しみふれあい、歴史と文化を生かし、誇りと愛着の深まる環境を育む

施策の基本方針1：豊かな緑の創造と育成

- (基本施策)
1. やすらぎを感じる緑環境の創造
 2. 身近な緑の適正管理

施策の基本方針2：豊かな水辺の創造と活用

- (基本施策)
1. 安心して親しめる水辺の創造
 2. 身近な水辺とのふれあいの推進

施策の基本方針3：歴史的資源と文化遺産の保存と活用

- (基本施策)
1. 貴重な歴史的資源の保存と文化遺産の伝承
 2. 歴史的資源と文化遺産の積極的な広報と活用

施策の基本方針4：魅力ある地域景観の創造

- (基本施策)
1. 豊かさを感じる街並み景観の創造
 2. 個性豊かな地域景観を育む公共施設の整備

4. 地球環境の保全に向けて

長期目標：青く美しい地球を守るため、力を合わせて取り組む

施策の基本方針1：地球環境問題への対応

- (基本施策)
1. 地球温暖化の防止
 2. 酸性雨対策の推進
 3. その他の地球環境問題への対応

施策の基本方針2：環境学習の推進

- (基本施策)
1. 環境学習の推進
 2. 環境情報の提供

施策の基本方針3：環境に配慮した活動の推進

- (基本施策)
1. 市民、事業者の自主的活動の支援・育成
 2. 環境に配慮した事業活動の促進

(4) 重点取組

環境保全施策の中でも、短期的かつ重点的に進めていく施策を重点取組として位置づけていきます。

～ 重 点 取 組 ～

I) 環境を大切に作るひとづくり (啓発・学習)

環境学習に関連する施策を体系化し、学校、家庭、地域、職場における環境学習を推進します。この取組によって市民や事業者の正しい知識と環境保全意識を高め、他の施策を進めていくうえでの土台を築きます。

II) 環境保全のパートナーシップづくり (連携・協働)

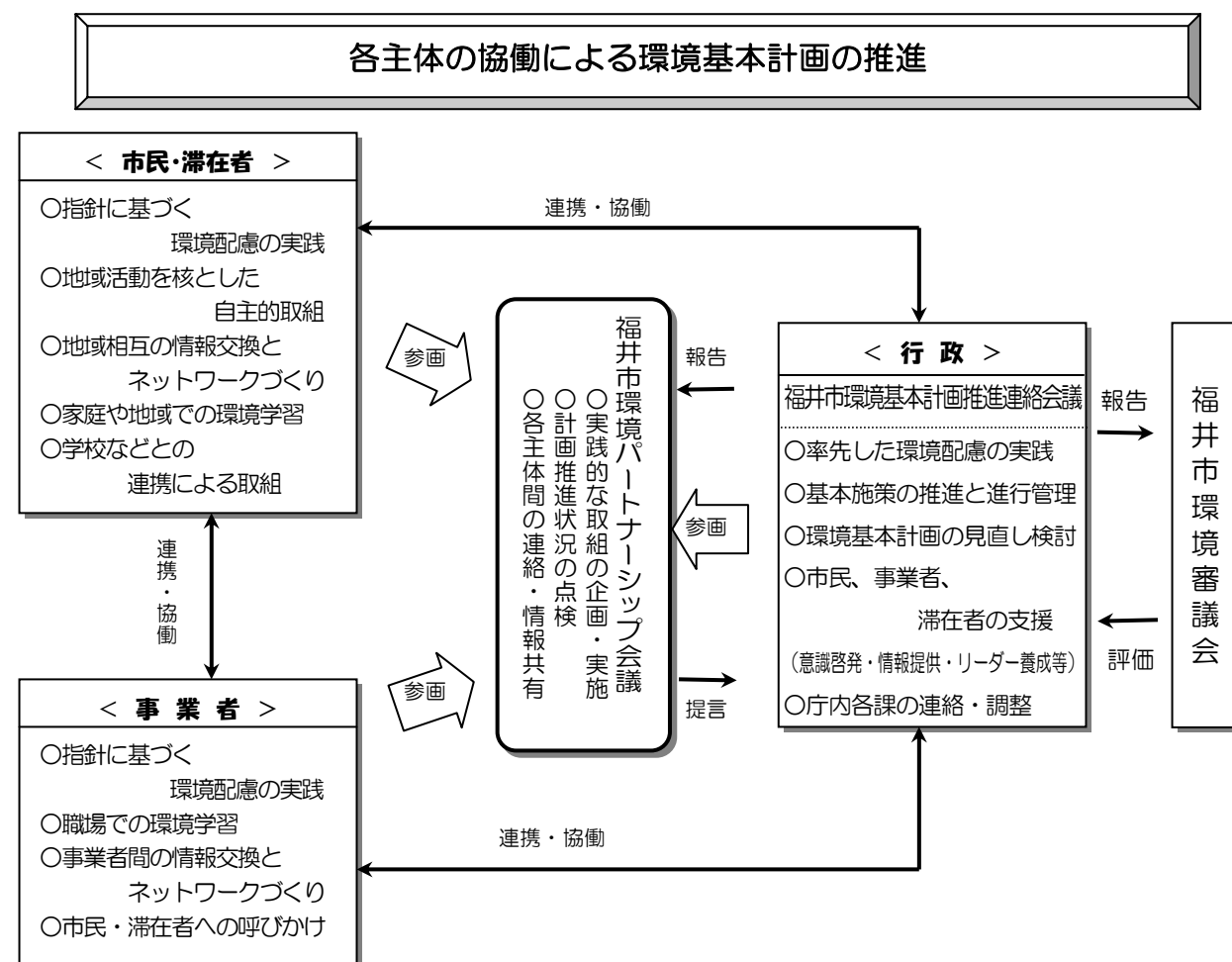
行政、市民、事業者及び滞在者がそれぞれの立場で積極的に行動し、お互いが協力し合いながら環境保全に取り組むための制度、体制を整えていきます。

III) 自然の恵みを生かした都市づくり (共生・循環)

福井市の地域個性ともいえる「水と緑」を守り育てるとともに、その根源である豊かな自然となかよく暮らすことを目指し、資源やエネルギーの浪費を抑えた無理・無駄のない社会のしくみやライフスタイルを築いていくための取組を進めます。

(5) 計画の推進体制

計画の推進は、各主体の協働の下、以下に示す体制で臨みます。



環境保全に向けた自主的な取組

行政、市民、事業者及び滞在者それぞれが、環境基本計画に基づき、お互いの活動についての連絡・調整、情報の共有を図りながら、自主的な環境保全の取組を展開します。また、市（行政）は、こうした各主体における取組を促進するため、積極的な支援を進めていきます。

福井市環境パートナーシップ会議の役割(実践的な取組の企画・実施、年度報告の点検)

福井市環境パートナーシップ会議は、実践的な取組の企画・実施（各主体の実行計画づくりの支援や普及啓発イベントの実施等）と各主体間の情報共有を進めていきます。また、市（行政）からの計画内容の実施状況に関する年度報告を受け、計画の推進状況を点検し、是正措置等について市へ提言します。

福井市環境基本計画推進連絡会議の役割(環境保全に向けた施策の企画・推進)

市（行政）は、福井市環境基本計画推進連絡会議を設置し、各課の連絡・調整を図りながら、環境基本計画に掲げる基本施策の総合的な推進にあたります。

福井市環境審議会への報告と結果の公表

市長は、年度報告及び福井市環境パートナーシップ会議の提言内容について環境審議会へ報告し、評価を受けた後、結果を公表します。その結果、必要がある場合は基本計画の見直しを行います。

(6) 各主体の役割

策定後 10 年間で始動期（2001 から 2005 年）と発展期（2006 年～）に分けて考え、始動期においては各主体が自主的な取り組みを進める中で、行政がリーダーシップを発揮して重点取組を積極的に推進します。そして、発展期においては、行政の支援を受けながら市民、事業者、滞在者が主体的に加わり、各主体が一体となって環境づくりを推進していきます。

(7) 計画の進行管理

計画の進行は、短期的観点と長期的観点の両方から、「計画（方針・目標設定）→実践→点検→見直し」という環境管理システムの基本的なサイクル（P D C A）で管理していきます。

3 福井市環境パートナーシップ会議

(1) 設置の経緯と役割

「福井市環境パートナーシップ会議」（以下、「パートナーシップ会議」という。）は、行政、市民、事業者等各主体が連携・協働して、「福井市環境基本計画」（以下、「基本計画」という。）の効率的かつ効果的な推進を図るために、その母体として平成 13 年 8 月に発足しました。

福井市環境基本条例第 27 条に規定する各主体間における連携体制の整備の一環として、基本計画に位置づけられた「(仮) 計画推進市民会議」を具現化したものです。

福井市も、一都市として、廃棄物の増大など身近な問題はもとより、地球温暖化を始めとした地球規模の環境問題の解決に向けて努力していく責務があることから、パートナーシップ会議は、連携・協働の母体として、リーダーシップを発揮し、市民一人ひとりの実践的な取組を促進する施策や事業を企画・実施しています。

(2) 所掌事務

パートナーシップ会議では以下のような活動を行っています。

- ・ 基本計画に掲げた施策や配慮を進めるため、行政、市民、事業者等各主体のパートナーシップのもと、それぞれの不得意分野を補い、また、得意分野の知恵や力を結集することにより、実効性の高い取組を企画する。そして、これらの取組を実践することにより、エコロジカルなまちづくりの一翼を担っていく。
- ・ 各主体相互間での環境に関する情報交換を通して、その共有を図り、取組の企画や実施に生かしていく。
- ・ 基本計画の推進状況を把握するため、行政が作成する年度報告書を点検し、その内容についての改善等の提言を行う。

(3) 委員

下記の1～8のうちから、市長が委嘱又は任命する委員（22名：平成21年4月1日現在）で組織しています。

- 1 学識経験者
- 2 環境保全に関心の高い市民（公募を含む。）
- 3 地域団体の関係者
- 4 市民団体の関係者
- 5 環境保全に関心の高い事業者（ISO14001 認証取得企業等）
- 6 事業者団体の関係者
- 7 市行政の関係者
- 8 その他市長が必要と認める者

(4) 組織

所掌事務を実施するために、下記の組織図のように全体会を中心に、4つのプロジェクトが活動しています。パートナーシップ会議全体で取組む企画の際は、その都度、実行委員会を設けて実施します。プロジェクトには、委員の他に市民がメンバーとして参加して活動しています。なお、プロジェクトメンバーは、随時募集しています。

事務局は、福井市環境課に置き、庶務・会計を担当しています。

